

平成24年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月1日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月1日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員	13番	猪俣二郎		

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税 務 課 長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦	健 康 推 進 課 長	能島 頼子
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	総 務 課 長 兼 予 防 課 長	伊藤 啓二
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 智久
		生 涯 学 習 課 長	川合 保		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	1 4 番	大 原 龍 彦	1 番	松 本 正 美

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第6 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第7 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 日程第8 議案第1号 平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第2号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第3号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第4号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第5号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第6号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第7号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第8号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 施政方針
- 日程第17 議案第9号 平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について
- 日程第24 議案第16号 蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第25 議案第17号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第26 議案第18号 平成24年度蟹江町一般会計予算
- 日程第27 議案第19号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第20号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第29 議案第21号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第30 議案第22号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算

- 日程第31 議案第23号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第25号 平成24年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第26号 蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置  
条例の一部改正について
- 追加日程第35 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第36 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第37 議案第9号 平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第38 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程第39 選任第1号 議会運営委員会委員の選任補充について

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

平成24年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集をいただきました。どうもありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日並びに代表質問の撮影、放送許可の願いが提出されておりますので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放送することを許可いたしました。

鈴木消防長より、葬儀の際のお礼がしたいとの旨が申し出てありますので、発言を許可いたします。

○消防長 鈴木卓夫君

議長のお許しをいただきましたので、一言御礼申し上げます。

先般の父の葬儀に際しましては、お忙しい中、ご弔問、ご会葬賜りまして、まことにありがとうございました。そのご厚情、ご厚誼に対しまして深く感謝申し上げます。

また、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

皆様のお手元に議会運営委員会報告書、議員派遣について、平成22年度健康いきいきが配付をされております。

本日の欠席の届けは猪俣二郎君でございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回蟹江町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名いたします。

ここで、去る2月23日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る2月23日の木曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に、冒頭に民生部長より、蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正についての条例改正2件の追加のお願いがあり、概略説明を受けました。なお、付議事件は末尾に追加する旨の報告を受けました。

続きまして、1番目の会期の決定についてでございます。本定例会の会期は、本日3月1日木曜日から3月21日金曜日までの21日間といたします。

2番目、議事日程についてでございます。

まず、本日1日、初日でございます。議案上程、付託・精読、町長の施政方針演説、その後、人事案件2件、先議案件1件を追加日程により審議・採決し、その後、全員協議会を開催いたします。

2日金曜日でございますが、1日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日火曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第10号、11号、議案第13号、14号、議案第16号、議案第26号の6件の審査をお願いします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第12号、15号の2件の審査をお願いします。

12日月曜日は代表質問を行います。代表質問が終わりましたら、議会運営委員会を開催します。なお、広報編集委員会は、議会役員改選後に開催するため、今回は開催しませんので、よろしくお願いいたします。

13日の火曜日は、12日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

15日木曜日は、予算審議を行います。

16日金曜日は、15日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

21日水曜日は、最終日でございます。委員長報告後、議案審議・採決となっております。以上が3月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目、議員派遣についてでございます。

2月27日にアイリス愛知で開催されました海部郡町村議会議長会に副議長を派遣した旨、議長より報告をいたします。

4番目、人事案件についてでございます。

1、選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」は、本日、追加日程により選挙を行います。なお、選挙の方法は議長の指名推選として、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、組合議会議員を選出いたします。

次に、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」は、追加日程により本日、審議・採決をいたします。

5番目、先議案件でございます。

「平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について」は、追加日程の上、本日、審議・採決をいたします。

6番目、代表質問であります。

1、質問順序についてであります。1番、民主党の中村英子君、2番、清新クラブ 高阪康彦君、3番、新生クラブ 伊藤俊一君、4番、新政会 吉田正昭君、5番、21フォーラム

菊地久君、6番目、公明党 私、松本正美の順で行います。よろしくお願ひいたします。  
2番目、質問場所については、最初の質問は登壇して行い、再質問は質問席で行います。  
3番目に、質問項目については、通告書を本日正午までに議長へ提出していただきます。  
7番目ですが、予算審議についてであります。

審議の方法は、先例により行います。

1番、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとし、歳出は、  
款ごとに1人3回までとします。

2番目に、特別会計・水道事業会計は、会計ごとに1人3回までといたします。

8番目ですが、意見書等についてであります。

12月定例会で継続となっております下記の1から5の意見書の取り扱いにつきましては、  
代表質問終了後、本委員会を開催し、協議することになっております。なお、12月の定例会  
以降の新規分はありませんので、よろしくお願ひします。

9番目、臨時議会の開催についてであります。

「税条例の一部改正について」、平成24年4月17日火曜日、午前9時から開催をいたしま  
す。

最後に、10番目、その他であります。

1つ、学区編成会議の開催については、予算審議終了後に開催をいたします。なお、15日  
に終了した場合で、開催する時間がない場合は、16日午前9時から開催をいたします。

2番目に、政務調査費についてであります。平成24年度の交付申請及び請求は、3月21日  
水曜日までとし、4月中旬に前期分を支払う。平成23年度の収支報告書については、4月20  
日金曜日までに議会事務局へ提出してください。

3番目に、蟹江南保育所の竣工に伴う内覧会については、3月23日金曜日、午前9時30分  
から行います。なお、駐車場が確保できないため、町マイクロバスにて移動するので、午前  
9時15分までに蟹江町役場庁舎南出入り口にご参集ください。

4番目ですが、その他について。

1つ、行政報告を本日冒頭に行います。

2番目に、3月12日月曜日、代表質問の冒頭で、東日本大震災の黙祷を行います。

3番目に、全員協議会において「体育館改修工事について」の報告を行います。

以上が議会運営委員会に示された内容であります。

以上で報告を終わります。

(1番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



○議長 黒川勝好君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番大原龍彦君、1番松本正美君を指名いたします。

○議長 黒川勝好君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第3 「諸般の報告」をいたします。

2月22日付で、清新クラブより会派代表者の変更届が提出されました。代表者は、猪俣二郎君から高阪康彦君であります。

報告をいたします。

2月29日付で、猪俣二郎君より議会運営委員会委員の辞任願が提出をされました。この扱いにつきましては、委員会条例第12条第2項の規定により、議会の許可を得ることになっております。

ここで、運営について議会運営委員会の開催をお願いいたしたいと思っております。

議会運営委員長 松本正美君、お願いをいたします。

○議会運営委員長 松本正美君

それでは、議会運営委員会を開催したいと思いますので、委員の方は控室へお集まりいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 黒川勝好君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前 9時13分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時27分)

○議長 黒川勝好君

ここで、先ほど開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

ただいま議会運営委員会が行われました。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

先ほど、議長より、議会運営委員会の猪俣議員の辞任願が出ていましたので、協議をさせていただきます。提案時期といたしましては、議会の許可が要りますので、議案提案後、最後の末尾に提案をさせていただくということに決まりました。

そして、2番目の議会運営委員の選任補充については、議長より指名推選をさせていただくことになりました。

続きまして、副委員長についてであります。猪俣議員の副委員長の件は、代表質問終了後、議会運営委員会の中で互選をしていくということに決まりましたので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

(1番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

日程第4 「行政報告」を行います。

横江町長ほか2名から行政報告の申し出がございました。順次、発言を許可いたします。

○町長 横江淳一君

それでは、行政報告をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目でございますが、海部地域災害時における相互応援に関する協定ということで、締結の報告でございます。先般、平成24年2月20日月曜日でございますが、新聞にも掲載をされましたが、海部総合庁舎におきまして、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の海部地域7市町村で、災害時における相互応援に関する協定を締結をさせていただきました。

ご存じのように、海部地域では、昭和34年9月の伊勢湾台風、そして昭和49年7月、また昭和51年9月、そして平成12年9月の東海豪雨などによる浸水被害等の災害が多発しております。近い将来、発生が危惧をされております東海地震、東南海地震、南海地震の相当な被害も予想されるわけであります。これが3連動で発生した場合は、さらに被害が拡大すると予想をされます。こうした中、風水害や地震等の災害が発生した場合に、備蓄食料、資機材、車両、被災者の受け入れ施設の提供、職員の派遣等を相互に行いながら、迅速かつ効率的な災害応援活動及び地域住民の速やかな避難を可能にするためにも、先ほど言いました海部地域4市2町1村で災害相互応援協定を締結をさせていただきました。

以上、報告をさせていただきます。

○教育長 石垣武雄君

議長のお許しをいただきましたので、須成祭の文化財指定についてご報告を申し上げます。

須成祭の文化財指定につきましては、1月20日、ファクスにて議員各位にお知らせをしたところですが、このたび文化庁から、3月8日木曜日、午前11時30分から、東京都千代田区如水会館で文化財指定証書の交付式が行われる旨の連絡が入りました。このことにつきましては、きょうお目にされたかもしれませんが、文化財速報として各施設に掲示をしているところでもあります。当日は、須成文化財保護委員会の代表の方3名と私ども教育委員会が出席をし、重要無形民俗文化財指定証書をいただいております。朗報ということで、議員の皆様方にご報告を申し上げます。ありがとうございました。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

お願いをいたします。議長のお許しをいただきましたので、ご報告申し上げます。

旧蟹江高校の跡地についての報告でございます。

旧蟹江高校跡地につきましては、昨年の6月議会の折に、町として取得をしていく方針を示させていただきました。そして、12月議会には、中長期的な見地で作成をいたしました旧蟹江高校跡地活用構想を報告をさせていただいております。その後の動きについて若干ご報告を申し上げます。

最初に、12月議会が終わった後、年末には県の教育委員会の財務施設課と事務レベルでの打ち合わせを行わせていただきました。このときの主な内容は、策定しました旧蟹江高校の活用構想の説明と今後の手続について話し合いを行い、町が1月もしくは2月に正式に取得の申し入れを文書にて行っていく旨、確認させていただきました。これを受けまして、愛知県への取得の申し入れにつきましては、2月22日、申入書と活用構想を添えて、町長から今井教育長に手渡していただいたところでございます。同日、取得手続が今後、総務部の財産管理課に移っていくということもありまして、総務部長、それから財産管理課長にも申し入れの写しを手渡しております。

愛知県では、4月以降、土地の鑑定を依頼し、平成24年度中に町との調整を行い、平成25年度での譲渡を考えているということでありました。町としましては、県との調整については随時柔軟に対応してまいりたいと考えております。今後の取得の経過につきましては、定例会のつど、ご報告申し上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、旧蟹江高校跡地についてご報告を申し上げます。ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

これで行政報告を終わります。

○議長 黒川勝好君

日程第5 「蟹江町議会議員派遣について（報告）」を議題といたします。

会議規則第121条第1項ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成24年2月27日、名古屋市で開催をされました海部郡町村議会議長会に副議長を派遣をいたし

ましたので、ご報告いたします。

○議長 黒川勝好君

日程第6 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 黒川勝好君

選挙理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催をし、組合議会議員の選出をお願いをいたします。また、選出がされましたら議長のほうまでご報告をお願いをいたします。

○議長 黒川勝好君

日程第7 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私も一言お願いを申し上げたいと思います。

ただいま議会事務局長が申し上げましたとおり、20年から24年の4年間にわたりまして、大変高い専門知識でもって蟹江町の監査を実行していただいております。今後、引き続きまして皆様方に平野委員の同意の推薦をお願いするものでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、一言ごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第8 議案第1号「平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第9 議案第2号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第10 議案第3号「平成23年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第11 議案第4号「平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第12 議案第5号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第13 議案第6号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第14 議案第7号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第15 議案第8号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は精読とされました。

これで暫時休憩をいたします。

再開は11時からお願いをいたします。

(午前10時44分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 黒川勝好君

日程第16 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日ここに、平成24年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をいたします議案の説明に先立ちまして、平成24年度町政運営に関する私の基本的な考え方と主要施策について述べさせていただきます。

私が担当をさせていただく2期目の町政は、あと1年となりました。大変厳しい社会情勢の中、蟹江町の行き先を見通すことは容易ではございませんが、まずはこの1年を振り返ってみたいと思います。

2011年における最も衝撃的な出来事は、申し上げるまでもなく、東北地方太平洋沖地震に起因をした東日本大震災の発生でございました。地震の規模はマグニチュード9.0という世界最大級であり、大変多くの犠牲者を出すとともに、3月11日というこの日が日本の歴史に深く刻まれることとなりました。改めて、犠牲となられました多くの方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。

この地震の直後には、大津波と福島第一原発事故が起こり、震災の災害をさらに大きく、



そして長期化させております。これらが社会に与えた衝撃と被害の大きさは近年例を見ず、経済情勢も一変することとなりました。内閣府の月例経済報告によりますと、2011年2月の時点で、景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつあると示されているように、政府は新成長戦略に基づき、日本経済を本格的な回復軌道に乗せる段階にありました。ところが、震災の発生により、この自立回復に向けた動きを大きく後退させることとなりました。

しかしながら、震災で寸断された各種部品等の供給網は、自動車業界などを中心として急ピッチで復旧が進み、また夏場には、電力の供給制限から経済活動の停滞が懸念されたものの、官民一体となって取り組んだ努力が報われ、7月から9月における実質GDP成長率は前年比率でプラスに転じたところであります。

また、想定外の震災という厳しい状況の中、日本の底力を示した場面も多々見る事ができました。震災発生直後におけるパニック状態の中にあっても、高いモラルを保ち、冷静さを失わなかった被災地の人々の行動は世界各国からも尊敬と称賛を集めました。苦境の中で助け合いの輪は全国各地に広がり、今年の世相を示す漢字としては「絆」というすばらしい一字が選ばれました。

蟹江町としましては、東北の被災地へ職員を派遣するとともに、町民の皆さんから善意として寄せられた物資をお送りし、義援金を送付をさせていただきました。その後におきましても、被災地に派遣された職員の体験報告会を庁舎内にて実施をし、被災地で得た多くの教訓を職員全員で共有するとともに、社会福祉会との連携のもと、町民の皆さんを支えた被災地活動報告会において、今後の防災・減災対策に取り組む気持ちを高めることができました。また、地域防災計画の見直しにも取りかかるとともに、ハザードマップの更新や国の機関、海部地域、民間等との各種災害協定を結び、町内地域における自主防災の活動をより一層進めるとし、防災・減災力の強化に努めているところでございます。

このように、東日本大震災は甚大な被害をもたらしましたが、それを乗り越える、その人々の「絆」をつなぎ、一人一人が当事者としての意識を持ち、心をつなげてまちづくりに取り組むことの大切さを再認識する機会となりました。蟹江町におきましても、引き続き被災地の復興に向けた支援に取り組んでいきますとともに、平成23年度にスタートをさせた第4次蟹江町総合計画に掲げる理念と指針に基づき、町民の皆様との「絆」を深めていけるよう、平成24年度の施策を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成24年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願い申し上げます。

まず初めに、平成24年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年比8.7%減の88億1,724万3,000円、特別会計につきましては、計6会計で前年比7%増の71億8,525万9,000円、企業会計の水道会計では、前年度比

7.8%減の8億6,641万6,000円、総額168億6,891万8,000円の予算を編成をさせていただきました。

それでは、平成24年度の主な施策について、第4次総合計画の基本計画に掲げる5つの枠組みに従ってご説明を申し上げます。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、健康づくり事業につきましては、健康日本21蟹江町計画かえ活き生きプラン21を軸とし、本計画に掲げる栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、歯の健康、たばこ・アルコールのテーマごとに、相談や学習の機会をとらえて情報提供に努め、町民一人一人の健康づくりへの取り組みと家庭・地域・社会全体で支援する環境づくりを推進してまいります。

2つ目、疾病予防事業につきましては、今日の豊かな社会の中で変化している疾病の原因や形態をとらえて、健康診査や健康に係る相談及び教育を個々のライフステージに合わせて実施をし、疾病の予防と早期発見に努めてまいります。

特に、多様化する現代社会において、心の健康を害する人や子育てに悩む保護者の増加に対応するため、関係機関と連携をし、より一層支援体制の充実を図ってまいります。

そして、感染症の予防では、定期の予防接種に加え、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種に対する助成を引き続き継続して行ってまいります。

さらに、高齢者の感染症予防対策として、新たに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に対する助成を開始してまいります。

また、名古屋大学と共同で実施をしております5歳児健診につきましては、健診後における保育所等での巡回指導及び就学前の6歳児教室の実施や就学後の支援体制のあり方にも視野を入れながら、健診の有効性について大学とともに検証してまいりたいと思っております。

3つ目、子育て支援事業につきましては、これまで進めてまいりました保育所の環境整備が終了いたします。平成24年度からリニューアルをした蟹江南保育所を開設をさせていただきます。これに伴い、子どもの受け入れ人数を拡大するとともに、食育の推進に努めてまいります。

さらに、現仮設の蟹江南保育所には、蟹江児童館と蟹江学童保育所を移転し、さらに子育て支援センターを増設をし、ファミリー・サポート・センターを移転併設をし、子育て支援の拠点施設として活用してまいります。

また、蟹江西保育所におきまして、新たに早朝・延長保育を実施することにより、町内4つの保育所において、共稼ぎ家庭の支援をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、子ども医療費は、ゼロ歳から小学校6年生までの子供の通院に係る医療費を助成してまいりましたが、平成24年7月からは助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大し、子育て

て家庭へのさらなる経済的支援の充実を図ってまいります。

4つ目、高齢者福祉事業につきましては、お元気度調査などを通じて高齢者の実態の把握に努め、住みなれた地域で元気に暮らせるよう、介護予防事業、包括的支援事業を推進してまいります。

そして、地域における高齢者の自立をした生活を支援するため、公共施設や包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉の専門分野における関係者との連携を図るとともに、認知症高齢者の支援等を進めてまいりたいと考えております。

また、成年後見制度利用支援事業を継続し実施し、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の制度利用を支援をし、福祉の充実を図ってまいります。

5つ目であります。国民健康保険事業につきましては、特定健診及び特定保健指導を引き続き推進し、健診の未受診者で人間ドックを受診された方への助成を引き続き継続することにより、適正な受診による被保険者の健康保持を図ってまいります。

また、ジェネリック医薬品の普及啓発を行うなど、患者負担の軽減と医療保険財政の健全化に努めてまいりたいと考えています。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1つ、学校教育事業につきましては、引き続き猛暑への対策を進めることとし、中学校で未設置となっておるすべての普通教室において空調設備を完備してまいります。

2つ目、歴史民俗資料館事業につきましては、400年以上の歴史を誇る須成祭が国の重要無形民俗文化財に指定されることを受け、須成祭を広く紹介するパネルを作成し、関連する特別展及び講演会を開催するとともに、文化財の保護と普及啓発により一層力を注いでまいります。

3つ目、図書館事業につきましては、国の交付金を活用してリニューアルをいたしましたアメニティホールの視聴覚設備を有効に利用し、映画会の開催回数をふやしてまいります。

さらに、図書館を利用する方々に楽しんでいただけるよう、視聴覚資料の充実を図るとともに、聴覚から原作への興味、そして関心を高めていただき、読書へつなげていけることにより、図書館の利用をより促進してまいりたいと考えております。

4つ目、生涯スポーツ事業につきましては、その拠点施設となります蟹江町体育館を全面的にリニューアルしたいと考えております。フロアをフローリングにすることにより、利用者への足腰の負担の軽減に配慮し、使用頻度の少ない舞台をミーティングルーム等に改修するなど、利便性の向上を図ってまいります。

また、改修後の使用料につきましては、受益者負担等々の見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事

業を進めてまいります。

1つ、ごみの適正な処理・リサイクルの推進事業につきましては、家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別の手引、チラシ等による啓発を行うとともに、粗大ごみの各戸収集、エコステーションの利用促進に積極的に取り組んでまいります。これらについて、さらなる周知を図り、ごみの減量と再資源化に努めてまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、ごみ収集拠点地図電子化事業を実施をしております。これは蟹江町内にあります一般ごみ置き場、資源ごみ置き場、ペットボトル回収拠点等の設置場所や状況についてパソコンを利用して把握するものでありまして、国の緊急雇用創出事業を活用して導入するものでございます。この情報は、環境美化指導員を初め、住民の皆様と共有をし、ごみ等の排出場所の適正な管理を行うとともに、転入者への説明にも活用してまいります。

2つ目、地球温暖化対策事業につきましては、住宅用太陽光発電施設導入補助金制度を引き続き推進をし、より多くの方に利用いただけるよう、補助対象・件数をふやしますとともに、自然エネルギーを使用することにより循環負荷の軽減を啓発してまいります。

3つ目、自然との共生に関する事業につきましては、蟹江町水辺スポットの利用を促進し、積極的な運用に努めてまいります。

水郷蟹江のイメージを創出し、観光振興の一役を担うとともに、町民の心に潤いをもたらす憩いと触れ合いの場として利用していただけるよう、ふるさとふれあい事業を活用して、地域のボランティアとの協働により維持管理をしております。

また、河川や水路の水質を浄化するため、市街地に残る多くの開水路や暗渠に堆積をしたヘドロのしゅんせつを計画的に実施をしております。

4つ目、上水道事業につきましては、安全かつ良質な水を安定的に供給できるよう、浄水場及び配水場施設の整備、老朽配水管の布設がえなど、上水道施設を計画的に改良、更新するとともに、耐震性の強化を図り、ライフラインとしての機能の向上に努めてまいります。

5つ目、下水道事業につきましては、供用開始区域の拡大に向けて、本町海門処理分区においては下水道管渠布設工事を、第二学戸処理分区においては詳細設計を実施をしております。

また、公共下水道への接続に係る補助制度の活用を奨励し、接続率の向上に努めるとともに、引き続き計画的に下水道整備を進め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全など、快適な都市環境の向上を図ってまいります。

6つ目、消防・救急事業につきましては、引き続き海部地方における5つの消防本部が共同し、消防指令台及びデジタル無線設備の整備を進め、災害時における被害の軽減と消防力の充実、強化を図ってまいります。

また、平成8年度に整備をいたしました救急自動車を更新し、機動力の強化と救命率の向

上を図ってまいります。

7つ目、防災事業につきましては、国と県の地域防災計画が東日本大震災を教訓とした地震・津波対策に関する調査を反映して見直されます。蟹江町におきましても、基礎調査を行い、被害の想定、予測を踏まえ、関係機関との協議のもと、防災計画の全面改良に取り組んでいきますとともに、防災資機材や同報無線子局の増設、防災マップの作成を行ってまいります。

また、旧蟹江高校跡地において総合防災訓練を実施し、地域の防災リーダー等と連携して、避難所運営訓練、ボランティア支援本部の設置等、災害時に想定をされます一連の流れを確認し、防災対策の充実と強化を図ってまいります。

さらに、市街地での冠水被害を最小限に抑えるため、排水機場の整備と幹線水路の整備を計画的に推進し、その維持管理に努めてまいります。

また、民間木造住宅の耐震化を図る無料耐震診断につきましても、今後も継続して広報し、受診を促進していきますとともに、住宅の耐震改修につきましても、個人費用負担の軽減を図るため補助限度額の見直しを行い、補助制度の充実を図ってまいります。

そして、これらにつきましても、関係機関も初め、地域における自主防災グループやボランティア団体との連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

8つ目、防犯事業につきましては、犯罪を未然に防止するため、地域における自主防犯組織や協力団体等による総ぐるみの活動を支援し、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

また、平成24年1月に施行いたしました暴力団排除条例に基づく施策を推進し、警察や関係機関との連携を図りながら、町民の安全で平穏な生活の確保に努めてまいります。

9番目、交通安全事業につきましては、引き続き3人乗り電動アシスト付自転車の貸し出し事業を実施してまいります。

さらに、高齢者や自転車利用者を対象として交通安全教室を開催するとともに、街頭キャンペーンや巡回広報などの啓発事業を推進し、自転車等の安全運転に対する意識の高揚と交通安全の防止を図ってまいります。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたいまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1つ、幹線道路整備事業につきましては、蟹江今駅北特定土地区画整理事業の施行とあわせて、平成23年度に藤丸中央線道路整備工事をJR蟹江駅北の駅前広場の整備を含めて実施をさせていただきました。平成24年度は、その歩道部分の舗装工事を行い、区画整理事業施行地区内に計画をされました都市計画道路の整備をすべて完了いたします。既に整備が完了している町内の都市計画道路につきましても、生活道路機能の充実を図るため、地域の皆様とともに、植樹帯、花壇等の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

2つ目、駐輪場整備事業につきましては、近鉄蟹江駅周辺に設置されております2カ所の駐輪場を整備してまいります。民間との協働により駐輪施設を設置して、適正な収容台数の確保を図るとともに、整然とした駐輪環境の維持と景観良化を図り、利用者の利便性を高めてまいります。

3つ目、公共交通に係る事業につきましては、JR蟹江駅周辺の整備に取り組んでまいります。

駅周辺における前述の基盤整備に伴い、駅北側の地域は今後にぎわいのある地域へとさま変わりをします。駅利用者もますますふえるものと思われまます。そこで、駅利用者の利便性や土地区画整理事業の効果を高めるためにも、JR蟹江駅に北側からアクセスができます手だてを講じてまいります。駅の南北を結ぶ自由道路の整備、さらには駅の橋上化も視野に入れながら、JR東海に新たな協議を働きかけるとともに、その方向性を検討するために基本計画調査を実施してまいります。

また、町内における各団地が限界集落化の傾向にあることや大型小売店舗の立地が次々と進む状況を踏まえて、現状のお散歩バスの運行ルートを見直してまいります。停留所の増設や新たなルートを設定して行う社会実験の実施を含めて、町内の交通利便性の向上を図ってまいります。

4つ目、市街地整備事業につきましては、JR蟹江駅北側で施行されております蟹江今駅北特定土地区画整理事業も地区全体の基盤整備がおおむね完了をいたしました。平成24年度は、地区内の確定測量、補修工事、保留地処分等を終え、区画整理事業の最終段階となります換地計画の作成と新たな町名、地番の設定に着手してまいります。

また、平成23年度に実施をいたしました新市街地整備事業予備調査の結果を解析、検証し、今後の市街地整備計画の方向性を見出してまいりたいと考えております。

5つ目、公園緑地事業につきましては、都市計画公園と児童公園の管理を一元化をさせていただきましたが、平成24年度からは、公園利用者が多い土曜日、日曜日にも日光川ウォーターパーク内にごございます公園管理事務所に職員を常駐させることによって、利用者の利便性を高めるとともに、公園管理の充実に努めてまいります。

また、学戸東公園において試験的に植え込みを行いました芝生化事業につきましては、芝の生育の安定化と繁殖に向けて取り組んでまいります。

6つ目、農業振興事業につきましては、まちなか交流センターを活用して生産者と消費者の交流をさらに図るとともに、魅力ある農産物の商品化、ブランド化を視野に入れながら、高齢化している生産者の若返りと新たな加入者の掘り起こしに取り組んでまいります。

また、県営緊急排水施設整備事業による本町舟入排水機場の整備や県営湛水防除事業による蟹宝排水機場の整備に取り組み、農地防災事業を推進してまいりたいと考えております。

7つ目、商業、サービス業等の振興事業につきましては、引き続き商店街の活性化に取り

組んでまいります。愛知県の補助制度であります現行のがんばる商店街推進事業費補助金の制度更新が今検討されており、後継制度として地域コミュニティーの活性化を図る要素が盛り込まれました（仮称）げんき商店街推進事業費補助金の創設が見込まれております。まちづくりの観点から商店街の振興に取り組むために、商工会との連携をさらに図りながら、この制度を活用してまいります。

8つ目、観光振興事業につきましては、老朽化をした蟹江城址碑を移転をし、新たに城址公園として整備をしてまいります。地域の歴史を学ぶ起点として、町の歴史を語り継ぐ場所として、また町内外の方々が繰り返し訪れたい名所として位置づけるとともに、当該地域の活性化に資するよう整備をしてまいります。

また、近鉄蟹江駅のロータリー内に観光案内板を新たに設置をし、訪れる方への観光PRに努めてまいります。

9つ目、消費者保護事業につきましては、愛知県の消費者行政活性化基金を活用して消費生活相談体制の強化に努めてまいります。近隣市との連携を図るとともに、後を絶たない悪徳商法への対策として啓発映像を作成するなど、消費者への保護に取り組んでまいります。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1つ、協働の推進事業につきましては、第4次蟹江町総合計画における協働の理念に基づき、過去に実施をしましたモデル事業の成果を踏まえながら、住民活動を主体とした町との協働事業を推進してまいります。

2番目、行政の情報化事業につきましては、この3月から公式ホームページを刷新をいたしました。新しいシステムを構築し、職員がリアルタイムで掲載情報を更新することが可能となりましたので、内外への情報発信の即時性を高めてまいります。

また、ホームページ閲覧者の視点に立ち、高齢者や障害者をお持ちの方など、だれにでも利用できるよう仕組みにより利便性を重視をした運用に努めてまいります。

さらには、災害時には専用画面に切りかえる機能を備えており、耐震性とセキュリティーの高い外部施設のサーバーを活用することにより、24時間、365日の安定稼働を図り、緊急事態における有益な情報発信の基盤を確保してまいります。

3つ目、他文化共生事業につきましては、未来の蟹江町を担う国際性豊かな人材育成を目的とした中学生海外派遣交流事業を継続し、姉妹都市アメリカ合衆国マリオン市との相互交流をさらに推進してまいります。

また、町内の国際交流推進団体の周年事業を契機とし、町としましても町民の国際交流や国際理解を図る事業を展開してまいります。

4つ目、行政改革の推進につきましては、町の行政改革についての見直しを公開の場で行う機会を設定し、その成果を反映させて、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいります。

5番目、町税等の滞納対策につきましては、滞納対策本部の5本柱をもとに着実な成果を得てきております。今後におきましても、滞納対策の一環として愛知県西尾張地方税滞納整理機構への職員の派遣を継続し、町税等の滞納整理を推進するとともに、職員の徴収技術の向上に努め、より一層徴収体制の強化を図ってまいります。

また、町税等のコンビニ収納により、引き続き納税者の利便を図るとともに、支払い忘れの防止や納税の便宜向上に努めてまいります。

以上、平成24年度の主要施策について申し上げさせていただきました。

2012年こそは平穏無事な1年になることを願うわけではありますが、世界や我が国の情勢から判断しますと、まだまだ不安定な状況が続くものと思われれます。その要因として、世界の主要な国々において国政選挙等が予定されていることが挙げられます。

まず、さきの12月には北朝鮮の総書記が急逝し、その権力は元総書記の三男に継承され、また1月には台湾総統選挙が行われ、現職が再選を果たしました。そして、この3月にはロシア大統領選、4月にはフランス大統領選、10月には中国共産党大会、11月にはアメリカ大統領選、12月には韓国大統領選が予定をされております。

我が国におきましては、政権与党であります民主党の代表選挙が9月に行われる予定であり、場合によっては衆議院の解散総選挙も取りざたされているところであります。国のトップリーダーがかわれば、国政転換も大いにあり得ると考えております。そのいかんによっては、欧州債務問題を引き金として世界的な金融危機まで事態が進展するおそれがあることや為替の円高傾向の常態化が続く可能性があるなど、不安要素はぬぐい切れません。

さらに、大震災からの復興は我が国における最重要課題であります。その進捗状況も度外視できません。被害地における瓦れきの最終処分や都市計画の策定には、なお時間を要することから、今後の復興事業など速やかに執行されることを願っております。

このように、我々の手の届かないところで日々刻々と社会情勢が変化をしていくわけではありますが、それらの動向をしっかりととらえながら、町政を前に進めるため、かじ取り役を引き続き担ってまいりたいと考えております。そのためには、社会情勢とあわせて、近隣市町村との連携を図りながら、町民皆様のニーズを的確にとらえていくことが大切だと認識しております。そこで、海部地域の市町村との良好な関係を維持しながら、隣接をします名古屋市との連携を図ってまいります。

そして、平成24年度は、すべての町内会をめぐるまちづくりミーティングを実施してまいります。近年は学区等を単位として実施をしてまいりましたが、一つ一つの対象エリアをより小さくすることによって、町政に対する意見、ご要望など、地域における声を直接拝聴させていただき、きめ細かな対応につなげていきたいと考えております。

さらに、中学生を対象として子ども議会も開催をし、未来の蟹江町を担う子供たちからもまちづくりに対する夢や希望を提言をしていただき、今後の施策づくりに生かしていきたい



と思います。

そして、住民・議会・行政の三者が一体となり、それぞれの立場や役割の中で横のつながりを築いていけるよう、協働によるまちづくりを推進してまいりますとともに、明るい未来が見えますよう、まちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、平成24年度の施政方針とさせていただきます。

平成24年3月1日。

蟹江町長 横江淳一。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これで施政方針は終わりました。

○議長 黒川勝好君

日程第17 議案第9号「平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第18 議案第10号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第19 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第20 議案第12号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 鈴木卓夫君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第21 議案第13号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

お昼を過ぎ、1時から再開をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(午前11時55分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 黒川勝好君

日程第22 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第23 議案第15号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第24 議案第16号「蟹江町民プールの設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番であります。

これは付託案件でございますけれども、その前に、ここで今の提案説明が廃止をしますというだけの提案でございますので、廃止をするということは、今借りているところを民間のを借りていますよね。それとの理由、なぜ廃止に至ったのか。初めてこれ聞いたことなんですね。今まで例えば去年の夏済んでからとか3月だとか、いろいろ経過がありながら廃止ですよというようなことはなくて、突然この条例廃止ということは、もう町民プールは一切ありませんよと、だれも使えませんよというこの条例なんですね。

したがって、きょうこの条例を提案するに当たって、片堀のところを町民プールとしてケーニーズをお借りをした経過があります。あのケーニーズをお借りする前は、尾張温泉のところにプールがあって、あれを直して使ったらどうかとかあったけれども、財政的、いろんな面でもったいないでやめようということで、いろいろ反対がありましたけれども、あそこをもう投資をすることをやめて撤退をしたわけ。そして、じゃどこかないかということで探したのが、ケーニーズをお借りをしようということで今日に至っておるわけでございますので、したがって廃止をしなければならない理由はどこにあるのかがまず第1点。

そして、あそこをお借りをしたときの経過と、その後、利用状況はどうであったのかなど。

そして次は、廃止をした後、町民プールへ今まで行っておみえになった子供さんたちの健康のためにプールを借りていたわけ。じゃ、廃止、はい、終わりましたで終わるものなのかどうなのか。それ以降については、あそこは廃止でございますので、もう町民プールそのものがないということは、次の手だてというのはないじゃないのと、そういうことでいいのかどうかと。

その点について、どのような経過の中で今日、きょう条例の廃止を突然出されたのか。ちょっと委員会のときに必要でございますので、まず基本的な考え方をきょう述べてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長 川合 保君

ただいまのご質問の廃止の経緯であります。23年11月にケーニーズ、今お借りしている施設でございますが、町民プールとして利用していたプールのK2の維持ができなくなったという、閉鎖をするということになりました。町民プールの契約はできないということで連絡が入りましたので、今回のプールの廃止という、24年度以降は町民プールを検討して、代替施設がうちのほうでは見当たらないということで、今回の廃止条例のほうを出させていただきました。

それから、2点目の次の手だてということですが、今も言いましたように、期間も短くて、次にやっていただけるプール、そういったものの検討ができる時間がなかったものですから、今の条例上、設置条例の中で片堀のケーニーズの施設で条例ができていますものから、廃

止ということでもさせていただきました。

(「利用状況」の声あり)

利用状況ですが、23年中が1,002名です。年間13日間開設をしまして1,002名、22年度が1,034名、それから21年度が1,387名、20年度は1,850名ということで、だんだん減ってきている状態でありました。

以上です。

○9番 菊地 久君

委員会でもう少し詰めてお話をしたいと思いますが、基本的に1,000名近い方がご利用しとった。そして、11月に、相手は民間でございます、確かにね。もう採算合わんから嫌だよと、子供だけのそういうことは嫌だで、大人とそれじゃどうだというわけにはいかなんかとは思いますが、事情は事情で来たときに、はい、わかりましたと、ないならもうオーケーですとね。じゃ、今まで町民プールがあつて、歴史がずっと来とるわけ。その歴史が来とって、業者の都合によって、ああ、もう借りるところないから蟹江町は町民プールはこれだとなしだよと、そういう簡単なものなの、これは。そういう簡単に物事を考えていいのかどうか。

それで、これ条例は廃止だから、二度と、またやろうと思ったときには考えていかにやいかん。この条例をもう少し運用、活用して、例えば町民プールにふさわしい利用の方法はないかだとか、この蟹江以外のところも例えば借りれるような方法は手だてはないのか、そのときにはどういう扱いをしたらいいのかとか、そういうことをもう少し詰めながらやらないと、もうこれで廃止ですと終わりましたと、それでことしの6月からはさようならだ、さようならということ。じゃ、さようならだけれども、使っておった皆さん方にどう説明するの。どう説明したらええの。

例えば、その子たちは幼稚園や保育園の方々には自分たちの幼稚園や保育園などで何かうまく利用できる方法がないかとか、小学校や中学校は学校にあるんだから、じゃそこがうまく活用したり利用できたりすることはできんのだろうか。例えば、あと飛島にあるところをどういう方法でお借りをして、皆さんの要求にこたえてあげることができるかとか、海南こどもの国にもあるわけ、プールはね。しっかりあるわけ、近くにも。

だから、そういう皆さん方の子育てだね。子供を大切にしようだとか、子供の健康だという基本方針からずれるわけ、これ。ずれて、なくなりました、ああ、そうですよ、はい、さようならと、これが政治なの。何を考えておるんだ。何を考えてやっとするの。絶対こんなばかげたことはあかんよ、そんなもの。もう少し、あんた、経過を言ってみなさい。

それから、書類も今言った、ずっと借りたときからの経過、大体どういような子たちがどのように使われてきて、どうだったと。それで、今回廃止だということは、学校だとかみんな知つてるのかどうか、議会がまだ通っていないけれどもね。突然ですよ。その経過をも

う少しきちんと書いて整理をして、我々の常任委員会のときに再度この問題をきちんと整理をせないけませんので、整理のできるような経過と書類ですね。どういう利用状況であった、こうだった、それでケーニーズとの交渉はいつの時点で、どういう話が、鈴木さんか今担当誰か知らんよ、向こうの人から話があって、何回も話をしたと。しかし、経営状況は民間経営ですが、しかしそれに対して町が何らかの補助をすることによって継続ができたのかどうか、そういう話なんてさっぱり聞いていないですよ、我々は。

だから、そういうことも経過措置等々ね。それで、向こうの経営者等の考え方もあるでしょうけれども、どんな努力をしたのか、これからどうしようとしたのか、それは絶対今伝わってこないの、蟹江の町の考え、基本的な姿勢としては、町長の考え方として、子供のそういう問題についても金がかかるからやめたと、切ったんだと、こういう印象が強くなるわな、そういう印象。町長がそれは廃止をしたと、提案者は町長だからね。そういうこと、それでいいんですねと。

○教育長 石垣武雄君

この件につきましては、総務民生の付託事項でありますけれども、1つだけお話をしていきたいなというふうに思います。

町民プールを廃止ということではないんです。つまり、現在使っているケーニーズ、名前を出してしまいましたですが、町民プールとしてお願いしているところ、広く、これが来年度はできないということで、言葉で申しわけないんですけれども、11月にお聞きをし、そしてお聞きしなんだら、多分今度の夏もそこを使って町民プールとしてやっているところでありました。突然のことで、その後対応をとということでありましたですが、時間がなく、1年間かけて検討をしよう。とりあえず、この本町にありますプールにつきましてはもうできませんので、とりあえずそういうふうに設置場所が書いてありますので、これについては今回廃止をすると、つまりなくなるということです。

改めて、この蟹江町の町民プールは尾張温泉、そして民間のそういうプールをお借りしてきた流れの中で、再度どうしていったらいいかということは検討をし、そして12月の全員協議会でその方向を示そうというようなところで話ができしております。

ただ、今おっしゃるように、この24年度の夏については、残念だけれども、その対応のところがかめませんでした。ですので、子供たちとか使っている保護者の皆さんには本当に申しわけないんですけれども、そのあたりについてはもう啓発とか広報をして、お許しをいただきながら、1年間休止という形をとっていきたいというような形で考えているところであります。

ですので、今まで続いてきた町民プールをこの際廃止だと、簡単にというような意図ではありませんので、ご理解をいただけたらというふうに思いますが、いずれにしても総務民生の委員会についてまた細かなこともお話をしていきたいと思っていますので、よろしく

お願いしたいと思います。

以上です。

○9番 菊地 久君

教育長の答弁ですが、この議案第16号の提案の仕方というのは廃止ですよ、いい、廃止。そうでなくして、あなたのおっしゃるのは、第2条の設置について「蟹江町民の体育の向上及び普及をはかるため、プールを蟹江町本町片堀43番地に置く。」ということのをでね、この場所がなくなるということで、基本的には町民プールの条例は生かすなら、一部その設置場所だけがなくなるだけだよ。この提案は、条例全部を廃止の提案じゃないの、提案としては。廃止しますと、この条例は平成5年にできたこの条例、それから附則事項、全部書いてあるがな、ここに。こういう何年から「この条例は、公布の日から施行する。」ずっと書いて、この条例は平成14年条例と書いて、それで平成17年、また第10号があるの。これをひっくるめて、このプールは廃止だという条例の提案ですよ、これは。

あなたのおっしゃることと全然違う。借りるところを借りれなくなったから、その設置場所については廃止しますから使えませんよと。ただし、町民プールというのは非常に必要だから、1年間は我慢してちょうだいとね。来年なり再来年なり、さらにどこかで使えるようなことはないか、町がつくるようなことも考えられんかとか、そういうことを政治的に考えておれば、廃止条例じゃないわけ。廃止条例というのは、町民プールはなくなるということでしょう。勘違いしてもらったらあかんよ。だから、私は申し上げるの。設置場所がこうこうこういう事情で今年度、来年使えんと、申しわけないけれども、この設置場所はだめだよと。だから、したがって次にないから何とか努力をするというのが一般的だわな。ほうやない。だから、どうもその辺のところは提案するときからどうも私はおかしいと思う。

○教育長 石垣武雄君

今、私が説明したのと菊地議員のとらえ方が食い違っていたなということで、そのあたりは言葉足らずで申しわけなかったな、もちろんこの条例廃止ということがすべてをとというようなところにとらえてしまったことをこちら申しわけないなというふうに思っております。

これ平成5年につくられております。これは東放企業をお借りするときに決まったものだと思います。そして、ちょうど1年も間もなく、東放企業からかわりました、民間に。それも間もなく、場所を訂正して提案されたというふうに覚えています。

今回については、本当にやむ得ないんですけれども、1年間がどこもそれを指定も何もできなかつたんです。ですので、特に設置の第2条だけということをおっしゃるけれども、それも含めて、一たんこれを、この条例をなしにして、そして再度12月全員協議会でお示しをし、もしつくることであれば再度また条例の提案もしていきたいというふうにとらえておるものですから、一たんこの片堀にある、関するこの条例については取りやめると、取り下げると言ったらおかしいですけれども、そういうようなスタンスでとらえておりましたので、



そのあたりが食い違いがあつて申しわけなかつたなというふうに思っております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

よろしいですか。

(「またやりますから」の声あり)

○議長 黒川勝好君

また委員会でよろしいですか。

(「委員会で」の声あり)

○議長 黒川勝好君

それじゃ、委員会のほうで。

他に質疑ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがつて、議案第16号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第25 議案第17号「愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがつて、議案第17号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第26 議案第18号「平成24年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第33 議案第25号「平成24年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、ご提案を申し上げます。

まず、お手元にございます平成24年度の蟹江町一般会計・特別会計予算書及び予算説明書の1ページをお開きください。

議案第18号 平成24年度蟹江町一般会計予算。

平成24年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億1,724万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

予算の概要につきましては、附属資料で説明申し上げますので、6ページをお開きください。

6ページの第2表 債務負担行為でございます。

まず、債務負担行為といたしましては、海部津島土地開発公社の債務に対する保証、期間といたしましては平成24年度から平成30年度まで、限度額は5億円、ほかに利子及び事務費に相当する額。

次に、戸籍事務電算化電算機器借上料等、平成25年度から平成29年度まで、限度額2,271万5,000円、図書館システム機器等借上料、平成25年度から平成29年度まで、限度額1,707万6,000円、パソコン機器借上料、蟹江中学校及び蟹江北中学校、平成25年度から平成29年度

まで、3,531万2,000円の都合4件でございます。

第3表 地方債でございます。

まず、起債の目的でございますが、臨時財政対策債、限度額6億円、土地区画整理整備事業1,500万円、通信対策整備事業9,400万円、災害応急特殊救急自動車整備事業2,250万円、蟹江町体育館改修事業1億550万円、計5件でございます。8億3,700万円の起債の借入れを予定しております。

なお、起債の方法は証書借入、利率は3.5%以内、償還の方法につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、予算の概要についてご説明を申し上げます。

お配りしました平成24年度の予算関係資料3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款の町税、総額といたしましては47億790万1,000円を計上させていただきました。町税総額を前年度と比較いたしますと6,290万円の減となっております。内訳といたしましては、1項の町民税23億4,770万円、2項の固定資産税21億4,500万円、3項の軽自動車税4,330万円、4項の町たばこ税1億6,700万円、5項入湯税490万円、6項都市計画税、頭出しの1,000円でございます。

なお、町税の減額の主なものといたしましては、1項の町民税で3,460万円、2項の固定資産税で3,110万円の減額となりました。

次に、2款地方譲与税9,400万円、前年と比較しますと3,300万円の減でございます。

3款利子割交付金1,900万円、比較いたしますと200万円の減でございます。

4款配当割交付金1,300万円、前年と同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金300万円、比較増減200万円の減でございます。

6款地方消費税交付金3億5,300万円、昨年度と比較いたしますと900万円の増でございます。

7款自動車取得税交付金4,700万円、前年と比較いたしますと100万円の増でございます。

次に、8款地方特例交付金2,200万円、比較いたしますと4,500万円の減額でございます。

次に、9款地方交付税5億8,000万円、前年度と比較いたしますと2,000万円の増額を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金700万円でございます。前年比100万円の減でございます。

11款分担金及び負担金3億664万2,000円、前年比較164万7,000円の減でございます。

12款使用料及び手数料8,034万2,000円、98万6,000円の減でございます。

13款国庫支出金、総額が7億687万2,000円、前年と比較をいたしますと2億4,122万5,000円の減となっております。内訳といたしましては、1項の国庫負担金6億5,297万5,000円、2項の国庫補助金4,537万9,000円、3項の国庫委託金851万8,000円となっております。なお、

減額の主なものといたしましては、1項の国庫負担金が2億1,905万1,000円の大幅な減額となっておりますが、その要因といたしましては、子ども手当負担金から児童手当負担金へと国の制度改正を見込みまして、国庫負担金の名称と金額を変更したことによるものでございます。

14款県支出金、総額として5億1,733万8,000円、前年と対比いたしますと5,048万5,000円の減額となっております。内訳といたしまして、1項の県負担金2億3,224万7,000円、2項の県補助金2億2,093万6,000円、3項県委託金5,900万5,000円、4項県交付金515万円でございます。

15款財産収入406万5,000円、前年対比226万1,000円の増でございます。

16款寄付金5,000円でございます。

次に、17款繰入金として3億1万4,000円、その内訳といたしましては、1項の特別会計繰入金1万4,000円、2項の基金繰入金3億円、これは財政調整基金からの繰り入れでございますが、昨年度と同額でございます。

18款繰越金2,847万5,000円でございます。

19款諸収入、総額1億9,058万9,000円、前年度対比10万3,000円の微増となっております。内訳といたしましては、項1の延滞金、加算金及び過料、2項の町預金利子、3項の貸付金元利収入、4項の受託事業収入、5の雑入と構成されております。

20款町債でございます。総額8億3,700万円でございます。内訳といたしましては、先ほど一般会計当初予算書の第3表でご説明したとおり、主なものといたしましては臨時財政対策債6億円、蟹江町体育館改修事業債1億550万円など5件の起債を予定しておるところでございます。なお、昨年度の起債総額と比較いたしますと3億5,200万円の減額となりました。

以上、歳入総額88億1,724万3,000円、前年度と比べますと8億3,779万2,000円の減となっておりますのでございます。

次に、歳出予算の概要でございます。

まず、1款議会費1億3,218万5,000円、前年比2,852万6,000円の減でございます。減の要因といたしましては、議員年金制度の廃止に伴う負担金の減でございます。

総務費、総額11億2,008万2,000円、内訳といたしましては、1項の総務管理費から6項の監査委員費までの構成となっております。昨年度と対比いたしますと1億7,221万7,000円の減となりました。その主な要因といたしましては、1項の総務管理費1億6,999万5,000円の減でございます。23年度におきましては庁舎空調改修工事の9,607万5,000円、町名地番設定業務委託料4,034万2,000円を計上させていただいたものが完了したところにより減となったものでございます。

次に、3款民生費、総額32億8,307万6,000円、歳出総額に占める割合は37.2%となっております。

ります。昨年度対比6億1,815万2,000円の減額でございます。内訳といたしましては、1項の社会福祉費15億5,415万6,000円、2項児童福祉費17億2,870万円、3項災害救助費22万円でございます。なお、減額の主な要因といたしましては、2項の児童福祉費で7億2,204万8,000円の減額となっております。この原因といたしましては、23年度において実施いたしました蟹江南保育所改築事業、福祉給食センター移転改築事業が完了しましたこと、また歳入予算でもご説明したように、子ども手当から児童手当への変更もあわせて減となったものでございます。

次に、4款衛生費でございます。総額10億4,942万4,000円となっております。内訳といたしましては、1項の保健衛生費3億9,487万1,000円、2項清掃費6億5,455万3,000円でございます。総額を昨年と比較いたしますと6,595万6,000円の減でございます。この主な要因といたしましては、海部地区環境事務組合負担金の減と保健センター改修工事が完了したことによるものでございます。

5款農林水産業費、総額1億2,235万5,000円、昨年度対比2,537万5,000円の増でございます。この主な要因といたしましては、本町舟入排水機場整備事業に伴う県営事業負担金の増でございます。

次に、6款商工費でございます。予算額1億6,242万5,000円でございます。昨年度比1,594万円の増となっております。

次に、7款土木費でございます。予算額5億6,842万9,000円、その内訳といたしましては、1項の土木管理費5,951万1,000円、2項の道路橋梁費9,278万1,000円、3項の河川費400万円、4項の都市計画費として4億1,210万6,000円となりました。土木費総額を昨年度と比較いたしますと7,740万円の減額となっております。その主な要因といたしましては、23年度の当初予算におきまして下水道整備基金の積立金として約5,000万円、それと蟹江今駅北特定土地区画整理事業の補助金として6,000万円計上したのが要因でございます。

8款消防費5億6,846万1,000円で、昨年と比較いたしますと9,570万7,000円の増額となっております。この要因といたしましては、消防無線デジタル化に伴う海部地方消防指令センター共同運用負担金として1億679万4,000円を計上させていただいたことによるものでございます。

次に、9款の教育費でございます。予算総額10億5,951万3,000円で、その内訳といたしましては、1項の教育総務費7,887万6,000円、2項の小学校費1億5,889万6,000円、3項の中学校費1億364万3,000円、4項の社会教育費2億920万9,000円、5項の保健体育費4億6,187万1,000円、6項の私立学校費4,731万8,000円の構成となっております。教育費の総額を昨年度と比較いたしますと2,245万9,000円の減額でございますが、5項の保健体育費におきましては、昨年と比較いたしますと1億5,476万5,000円の大幅な増額となっておりますが、この要因といたしましては、蟹江町体育館をリニューアルするために必要となる改修工事費と

して1億5,750万円を計上させていただいたことによるものでございます。結果、昨年度実施いたしました蟹江北中学校の空調設備設置事業など改修工事が終了いたしました。教育費総額としては前年度と比較いたしまして2,245万9,000円の小幅な減額となったものでございます。

次に、10款公債費7億4,929万3,000円、比較増減といたしましては1,453万5,000円の増でございます。

次に、11款予備費800万円となっています。

一般会計歳出総額といたしましては、総計88億1,724万3,000円となりまして、昨年度と比較いたしますと8億3,779万2,000円の減額となりました。

なお、次ページ以降に記載してございます歳入歳出予算の概要、歳出予算の義務的経費、投資的経費など性質別経費、財源内訳一覧表など、詳細な資料として添付させていただきましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、平成24年度蟹江町一般会計当初予算案についてご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○民生部長 齋藤 仁君

ご提案申し上げます。

平成24年度一般会計・特別会計予算書、予算説明書の211ページをお願いいたします。

議案第19号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成24年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,095万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

説明につきましては、こちら民生部の特別会計予算説明書をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目の一般被保険者国民健康保険税と2 目の

退職被保険者等国民健康保険税、総額で9億3,014万1,000円でございます。前年対比では1,545万6,000円の増となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料で1目督促手数料、2目事務手数料、それぞれ項目程度の1,000円を計上し、合計2,000円となっております。

3款国庫支出金、第1項国庫負担金と第2項国庫補助金の合計でございます。合計で7億7,731万1,000円。内訳といたしまして、国庫負担金が療養給付費等負担金と共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合計して7億1,582万2,000円、次に国庫補助金としては財政調整交付金6,088万9,000円と出産育児一時金補助金60万円の合計6,148万9,000円でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金で1目療養給付費交付金で、合計1億7,844万4,000円でございます。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金で7億3,023万9,000円でございます。

6款県支出金、1項県負担金と2項県補助金で、1項1目高額医療費共同事業負担金と2目特定健康診査等負担金、合わせて2,756万1,000円、そして県補助金としては、県補助金と県財政調整交付金の合わせて1億2,949万7,000円、県支出金合計といたしましては1億5,705万8,000円でございます。

第7款共同事業交付金、第1目共同事業交付金でございます。3億8,021万9,000円でございます。

8款財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で項目程度の2,000円を計上させていただきました。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金、2項基金繰入金の2つでございます。合計で2億343万2,000円。他会計繰入金といたしましては1億9,343万2,000円、基金繰入金は1,000万円でございます。

第10款繰越金、項目も同じ繰越金で、合計9,974万9,000円でございます。

第11款諸収入、1項延滞金及び過料から第4項の雑入まで合わせて1,435万7,000円。延滞金及び過料については1,000万円、預金利子については1万8,000円、貸付金元利収入では33万6,000円、雑入としては400万3,000円でございます。

国民健康保険事業の歳入総額は34億7,095万4,000円、対前年比3,390万1,000円の増額でございます。

こちら同じ説明資料の次ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第2項運営協議会費、合わせて総額2,794万1,000円。総務管理費については一般管理費、連合会負担金を合わせて2,758万3,000円、運営協議会費は単独で35万8,000円でございます。

第2款保険給付費、第1項の療養諸費、第2項高額療養費、第3項移送費、第4項出産育

児諸費、第5項葬祭諸費、以上合わせまして24億769万3,000円。療養諸費といたしましては21億6,977万8,000円、高額療養費といたしましては2億855万2,000円、移送費といたしましては15万円、出産育児諸費といたしまして2,521万3,000円、葬祭諸費といたしましては400万円を計上させていただきました。

第3款後期高齢者支援金等、第1項も同でございます。合わせて4億2,110万6,000円。後期高齢者支援金で4億2,105万7,000円と、後期高齢者関係事務拠出金で4万9,000円でございます。

4款前期高齢者納付金等でございます。第1項第1目前期高齢者納付金と第2目前期高齢者関係事務拠出金の合計で193万5,000円でございます。前期高齢者納付金としては193万5,000円、その内訳として、前期高齢者納付金189万円と事務拠出金で4万5,000円を計上させていただきました。

第5款老人保健拠出金52万5,000円、これは老人保健拠出金で、同様に拠出金50万4,000円と事務拠出金で2万1,000円、合計52万5,000円でございます。

第6款介護納付金、1項1目介護納付金で、合計1億9,313万2,000円でございます。

第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業医療費拠出金と第2目その他共同事業拠出金、合計で3億8,039万円でございます。内訳としては、共同事業医療費拠出金が3億8,022万1,000円、その他の共同事業拠出金で16万9,000円でございます。

第8款保健事業費、特定健康診査等事業費と保健事業費、合わせまして3,112万円でございます。特定健康診査等事業費は3,017万8,000円、保健事業費としては94万2,000円を見込みました。

第9款基金積立金、項目程度の2,000円でございます。

第10款諸支出金211万円、第1項償還金及び還付加算金で同額211万円。内訳としては、保険税還付金で200万円、償還金として1万円、還付加算金として10万円を予算をさせていただきました。

第11款予備費500万円。

歳出総額34億7,095万4,000円で、歳入と同額でございます。

続きまして、こちら予算書及び予算説明書の255ページをお願いいたします。

議案第21号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成24年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,506万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成24年3月1日提出。



蟹江町長 横江淳一。

説明につきましては、先ほどの民生部の説明資料を3ページをお願いしたいと思います。3ページでございます。

平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表、歳入でございます。

第1款の保険料、第1項介護保険料で第1号被保険者保険料で4億4,419万1,000円を計上させていただきました。前年比較といたしまして7,197万1,000円の増額でございます。これは今議会で提案しております介護保険条例の一部改正で保険料等改正をしておる関係で、こういった金額になったわけでございます。よろしくお願いたします。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金と第2項国庫補助金の合計3億4,411万6,000円でございます。第1項の国庫負担金として3億1,333万3,000円、第2項の国庫補助金として3,078万3,000円でございます。

第3款支払基金交付金、支払基金の交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金で、合計5億1,261万1,000円でございます。介護給付費の交付金では5億1,129万9,000円、地域支援事業支援交付金では131万2,000円を見込んでおります。

第4款県支出金、第1項県負担金と第2項県補助金、合計で2億7,723万4,000円。県負担金では、介護給付費の負担金で2億5,967万4,000円、県補助金としては、地域支援事業交付金で介護予防事業として56万5,000円、同じく包括的支援事業・任意事業で559万6,000円、合計616万1,000円でございます。失礼しました。第3項の財政安定化基金支出金で1,139万9,000円が漏れておりました。合計で県支出金としては2億7,723万4,000円でございます。大変失礼をいたしました。

第5款財産収入、第1項財産運用収入で、項目程度の2,000円を計上させていただきました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金と第2項基金繰入金の2つでございます。繰入金としては2億6,690万7,000円を計上いたしました。一般会計繰入金は介護給付費負担金からその他一般会計繰入金まで、合わせて2億6,190万7,000円、基金繰入金としては500万円を計上させていただきました。

第7款繰越金、第1項第1目繰越金で、項目程度の1,000円を計上させていただきました。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項預金利子、第3項雑入、合計で項目程度の6,000円。それぞれ延滞金、加算金及び過料については2,000円、預金利子は1,000円、雑入については3,000円、合計の6,000円でございます。

収入合計といたしましては18億4,506万8,000円でございます。

次ページ、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第2項徴収費、合計で3,535万6,000円を計上させてい

いただきました。第1項の総務管理費では3,533万円、徴収費としては2万6,000円を計上したところでございます。

第2款保険給付費、第1項保険給付費と第2項高額介護サービス等費の2つでございます。合計で17億6,310万3,000円でございます。保険給付費としては保険給付費の17億3,307万5,000円と審査支払手数料の158万9,000円、高額介護サービス等費では2,843万9,000円を計上させていただきました。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費と第2項包括的支援事業・任意事業費の2つでございます。合計で3,286万3,000円。介護予防事業費としては452万6,000円、包括的支援事業・任意事業費としては2,833万7,000円でございます。

第4款基金積立金774万3,000円、項目も同様で、介護給付費の準備基金の積立金として774万3,000円を見込んだところでございます。

5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金と第2項繰出金、諸支出金合計で600万2,000円でございます。償還金及び還付加算金は600万1,000円、繰出金につきましては項目程度の1,000円ということでございます。

第6款予備費、第1項1目予備費で項目程度の1,000円を計上させていただきました。

歳出総額18億4,506万8,000円でございます。

恐れ入ります。もう一度、予算書及び予算説明書にお戻りください。

317ページ、最後のほうでございます。317ページをお願いいたします。

議案第24号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成24年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億836万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

再び、民生部提出資料のほうをお願いいたします。5ページでございます。

平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料で同額でございますが、2億9,318万9,000円を見込みました。前年度対比1,485万9,000円の増額でございます。

第2款県支出金、第1項県負担金、第1目保険基盤安定拠出金で3,121万6,000円でございます。

第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目事務手数料で項目程度の1,000円を計上させていただきました。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目療養給付費繰入金から3目事務費繰入金まで、合計で2億8,194万6,000円でございます。そのうち療養給付費繰入金は2億5,686万円、保険基盤安定繰入金は1,040万6,000円、事務費繰入金は1,468万円でございます。

第5款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、こちらで第1目の延滞金と第2目還付加算金、延滞金は1,000円、還付加算金は1万円、それぞれ加えさせていただきまして、第2項の預金利子1,000円を加えまして、合計諸収入としては1万3,000円を計上させていただきました。大変失礼いたしました。また雑入が抜けておりました。項目程度の1,000円を加えまして、合計1万3,000円でございます。

第6款繰出金200万円、目節同額で200万円でございます。

歳入合計6億836万5,000円でございます。

次ページ、6ページでございます。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理事務費、第2目電子計算管理事務費と第2項徴収費、合わせて総務費合計706万円でございます。総務管理費は699万円、徴収費は7万円の計上をさせていただいております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金で、第1目も同額でございます。5億9,929万2,000円でございます。こちらにつきましては、説明欄をごらんください。療養給付費の負担金で2億5,686万円、保険料等の負担金、これは徴収した保険料をそのまま後期連合に納付するものでございまして、3億3,481万2,000円でございます。それから、広域連合の事務費の負担金として762万円を計上させていただきました。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金で、還付加算金と償還金でございます。第2項繰出金でございます。合計で201万2,000円。償還金及び還付加算金で201万1,000円、還付加算金としては1万円、償還金として200万1,000円を計上させていただきました。繰出金としては項目程度の1,000円でございます。

次に、第4款予備費、1項1目予備費で項目程度の1,000円を計上させていただきました。

歳出合計6億836万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○総務部長 加藤恒弘君

お願いいたします。

予算及び予算説明書243ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第20号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成24年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,003万円とすると定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

250ページ、251ページをお願いいたします。

2歳入、第1款財産収入、第1項財産運用収入、第1目土地開発基金運用収入2万6,000円、こちらにつきましては土地開発基金利子を歳入するものでございます。

第1款財産収入、第2項財産売払収入、第1目土地売払収入1,000円、こちらにつきましては頭出しのものです。

第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円でございます。同じように、前年度繰越金をここで収納するための頭出しでございます。

第3款諸収入、第1項土地開発基金借入金、第1目土地開発基金借入金1億8,000万円、こちらにつきましては土地開発基金より借入金を歳入するための予算でございます。

第3款諸収入、第2項諸収入、第1目預金利子1,000円、2目雑入1,000円、計2,000円、こちらにつきましては頭出し程度の歳入予算でございます。

続きまして、次ページ、252、253をお願いいたします。

3歳出、第1款土地取得費、第1項土地取得費、1目土地取得費1億8,000万3,000円、これにつきましては、右欄にございますように需用費から補償補てん及び賠償金までの総額でございます。内容といたしましては、需用費で土地取得のための印紙購入代等に20万円、また役務費としての不動産鑑定料が120万円、用地測量及び登記委託料としての委託料が200万円、そして土地購入のための費用といたしまして1億2,660万3,000円、22節の補償金といたしまして5,000万円を計上するものでございます。

第2款土地開発基金費、第1項土地開発基金費、第1目土地開発基金費2万6,000円、こちらにつきましては土地開発基金の預金利子を積み立てるための2万6,000円を計上するものでございます。

第3款諸支出金、第1項諸支出金、第1目土地開発基金償還金1,000円、こちらにつきましては土地開発基金への償還金を頭出しで1,000円計上するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の277ページをお願いいたします。

議案第22号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成24年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ934万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。  
平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

284、285ページをごらんください。

歳入でございます。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額33万8,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額466万円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額433万9,000円でございます。

4款繰越金、第5款諸収入でございますが、これにつきましては頭出しの1,000円でございます。

次に、286、287ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額934万円でございます。これにつきましては、11需用費から28の繰出金までで成り立っておりまして、各項目の主なものといたしましては、まず11の需用費の電気料が216万円でございます。それから、12の役務費の汚泥の抜き取り手数料が99万円でございます。13委託料といたしまして、処理施設の維持管理業務委託費で272万円でございます。15の工事費は、下水道管理維持修繕工事と蟹江南クリーンセンター機器の整備修繕工事及びマンホールポンプの取りかえ工事等を含めまして297万9,000円でございます。

以上でございます。

次に、公共下水道事業の予算を説明をさせていただきます。

289ページをお願いします。

公共下水道事業の会計でございます。

議案第23号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成24年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,150万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

地方債。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

まず、292ページをお願いをいたします。

第2表の地方債についてご説明申し上げます。

これにつきましては、公共下水道事業を行うために起債を起こすものでございますが、本年度につきましては、起債の目的としまして公共下水道事業3億5,930万円、流域下水道事業として3,410万円、合わせて3億9,340万円の起債を予定しております。方法としましては証書の借入れ。なお、利率、償還の方法につきましては、後でお目通しのほうをお願いをいたします。

それでは、296ページと297ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目下水道整備事業費分担金、下水道整備の分担金でございます。本年度予算額4,000円、流域関連の分担金は1,000円でございます。合計で5,000円でございます。これにつきましては、豊台団地、東水明台団地、流域関連でございます。

第1款分担金及び負担金、第2項負担金、1目流域関連受益者負担金、これにつきましては流域関連受益者負担金としまして5,908万3,000円、それと流域関連受益者負担金滞納繰越金で1,000円でございます。合計といたしまして、本年度予算額5,908万4,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額9,790万5,000円、これにつきましては豊台団地、東水明台団地、流域関連でございます。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、1目総務手数料、本年度予算額24万6,000円、これにつきましては総務管理手数料といたしまして、計画審査手数料、排水設備工事検査手数料、あと指定工事店の指定手数料と責任技術者管理手数料として計上させていただいております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金3億2,000万円でございます。社会資本整備総合交付金としまして計画をさせていただきました。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億9,085万8,000円でございます。これは一般会計から繰り入れる金額でございます。

1ページはねていただきまして、第5款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、それと次の第6款諸収入、第1項預金利子、1目預金利子につきましては、頭出しの1,000円ござい

ます。

次に、第6款の諸収入、第2項の雑入、1目雑入でございますが、本年度予算額1,000万2,000円でございます。内容につきましては、消費税の還付金1,000万円、消費税還付加算金と雑入で2,000円を見込んでおります

7款町債、第1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額3億9,340万円。先ほどの第2表で説明を申し上げましたように、公共下水道事業債と流域下水道事業債を合わせましての起債の資金を見込んでおります。

次に、歳出でございます。

300ページ、301ページをお願いいたします。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2給料から28の繰出金までで成り立っております。主なものといたしまして、一般管理人件費で2の給料のほうで2,410万1,000円でございます。それから、一般管理事務費で7の賃金の雇用賃金といたしまして281万3,000円でございます。それから、19負担金補助金及び交付金の負担金は、主なものとしまして県派遣職員負担金で550万円でございます。

次に、304、305ページをお願いいたします。

事業費に入ります。

第2款事業費、第1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、本年度予算額8億2,341万5,000円でございます。これにつきましては、11需用費から22補償補てん賠償金までで成り立っております。主なものといたしまして13委託料の9,080万円でございます。これにつきましては、1公共下水道管渠工事推進管理委託料から5の公共下水道管渠工事積算委託料までで成り立っております。

それから、15工事請負費でございますが、これにつきましては、主なものといたしまして公共下水道管渠布設工事等の5億220万5,000円でございます。

それから、19負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、日光川下流流域下水道事業負担金3,428万1,000円、周辺環境対策事業費負担金1,629万5,000円、それから5の近鉄横断に係る軌道防護負担金1億2,000万円でございます。補助金でございます。これにつきましても、公共下水道整備接続促進補助金で1,742万5,000円を上げさせていただいております。

22の補償補てん及び賠償金で3,600万円でございます。

2目の維持管理費では1億468万3,000円を上げさせていただいております。この主な金額といたしましては、8の報償費で受益者負担金納期前納納付報奨金で378万円を上げさせていただきます。

それから、13委託料につきましては584万円でございます。

1枚はねていただきまして、19負担金補助及び交付金の日光川下流流域下水道維持管理負

担金で8,511万5,000円を上げさせてもらっております。

それから、豊台団地の管理運営費用といたしまして355万8,000円と東水明台団地の管理運営費用252万円を上げさせてもらっております。

次に、公債費でございます。

3款公債費につきましては、元金といたしまして3,435万5,000円を上げさせていただいております。利子といたしまして5,193万円でございます。

1ページはねていただきまして、最後には予備費としまして10万円を計上させていただきました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

次に、水道事業の会計予算でございます。

平成24年度の蟹江町水道事業会計予算書がありまして、1ページをお願いいたします。議案第25号 平成24年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成24年度蟹江町水道事業の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、事項1配水量、明細のほうで、年間といたしまして458万3,000立米、1日平均としまして1万2,921立米、1人1日平均当たりの平均といたしまして347リットルでございます。

2、有収水量といたしまして412万9,000立米。

3、有収率といたしまして90.1%を上げさせていただきました。

4、給水加入件数1万3,001件。

5、給水人口3万6,500人。

6、建設改良費につきまして、総額は事務費から固定資産取得費までの合計で1億4,514万7,000円。それから、区分2、職員の計画でございますが、損益勘定所属職員としまして5名、2の資本勘定所属職員といたしまして2名。

それから、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の分でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億3,653万4,000円でございます。

1ページはねていただきまして、支出のほうでございます。

第1款水道事業費につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で6億7,652万5,000円でございます。



次に、資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額1億4,519万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,970万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,209万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,332万9,000円で補てんするものとする。）

次に、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で4,469万6,000円。支出としまして、第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で1億8,989万1,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費6,385万2,000円と（2）交際費の1万円でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

棚卸資産購入限度額。

第6条 棚卸資産の購入限度額は、835万9,000円と定める。

平成24年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、4ページの平成24年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、23ページの平成24年度資本的収支補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほうお願いをいたします。

それから、24ページの平成24年度実施計画明細書につきましては、別添の資料で説明をさせていただきます。お願いをいたします。A3の用紙でございます。

それでは、24ページにつきましては別添で資料をお願いします。

平成24年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益から3目のその他営業収益までの合計で7億3,626万3,000円、2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金と3目の雑収益までの合計で26万9,000円を計上させていただき、3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益から2目の過年度損益修正で2,000円を計上させていただきました。本年度の予算額の合計といたしまして7億3,653万4,000円、前年度の予定額は7億3,654万8,000円で、1万4,000円の減でございます。

続きまして、支出の部でございます。

1 款水道事業費用、1 項の営業費用につきましては、1 目の原水及び浄水費から 7 目のその他営業費用の合計で 6 億 5,455 万 4,000 円、それから 2 項の営業外費用につきましては、1 目の支払利息から 3 目の雑支出の合計で 1,662 万 1,000 円、3 項の特別損失につきましては、1 目の固定資産売却損から 2 目の過年度損益修正損の合計で 35 万円でございます。4 項 1 目の予備費については 500 万円を計上させていただき、本年度予算額といたしましては 6 億 7,652 万 5,000 円、前年度の予定額は 6 億 8,989 万 8,000 円で、比較いたしますと 1,337 万 3,000 円の減でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

1 款資本的収入につきましては、1 項工事負担金でございまして 4,469 万 5,000 円、2 項の固定資産売却代金といたしまして 1,000 円、合計で 4,469 万 6,000 円、前年度予算額は 8,875 万 6,000 円で、比較いたしますと 4,406 万円の減でございます。

支出の部でございます。

第 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目の事務費から 4 目の固定資産取得費までの合計で 1 億 4,514 万 7,000 円、2 項の企業債償還金は 4,444 万 4,000 円で、3 項の予備費につきましては 30 万円を、合計いたしますと 1 億 8,989 万 1,000 円、前年度予算額 2 億 5,029 万 1,000 円で、比較しますと 6,040 万円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する金額 1 億 4,519 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 5,977 万円、当年度分損益勘定留保資金 7,209 万 6,000 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,332 万 9,000 円で補てんするものとする。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 黒川勝好君

ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 18 号から議案第 25 号は、来る 3 月 15 日、16 日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(発言する声あり)

資料請求ございますか。

○7 番 中村英子君

7 番 中村ですが、できれば資料をお願いしたいんですけれども、介護保険の管理特別会計のことですが、この介護保険も始まってから 10 年以上たっているわけですが、毎年毎年こうやって資料をいただき、また実績報告書では 3 年間の推移というのはわかるんですが、全

体的な始まってからの推移というものはなかなかわかりにくいんですよね、どういうふうに変化してきたかということが。

そこで、余り難しいことはいけませんので、介護保険給付費と、それから介護保険料の推移をもしグラフ的なものでいただければありがたいんですが、過去をさかのぼって自分でつくれと言われればそれまでなんですけれども、そういう推移のわかる、そういう資料というのちょっと出していただければありがたいなと思います。

もちろん、介護保険料というのは保険給付費の21%を原則負担というようなことにはなっておりますので、割合的に見れば変化がないのかもわかりませんが、ちょっとその2つの数字の推移がグラフ的にわかれば教えていただきたいと思っておりますけれども、難しいでしょうか。どうでしょうか。

○民生部長 齋藤 仁君

まとめてお示しできると思っておりますので、出させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 黒川勝好君

他にございますか。資料請求、よろしいですか。

(なしの声あり)

それでは、ただいま資料請求がございました。8日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

それでは、他にございませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第25号の8議案につきましては精読とされ、3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。よろしくお願いをいたします。

○議長 黒川勝好君

日程第34 議案第26号「蟹江町立福祉給食センター設置条例及び蟹江町児童厚生施設設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託をいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、議案第9号「平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について」の3議案と「議会運営委員会委員の辞任について」、選任第1号「議会運営委員会委員の選任補充について」をこの際日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、5件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第35 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に、菊地久君を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました菊地久君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました菊地久君が海部地区環境事務組合議

会議員に当選をされました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選をされました菊地久君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 黒川勝好君

追加日程第36 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。  
本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意をされました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第37 議案第9号「平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第38 「議会運営委員会委員の辞任について」を議題といたします。

猪俣二郎君から、一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したい旨の届け出がありました。

お諮りいたします。

届け出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、猪俣二郎君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第39 選任第1号「議会運営委員会委員の選任補充について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

事務局から説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任補充につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名をいたします。

議会運営委員には、高阪康彦君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、高阪康彦君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもありがとうございました。

(午後 2時44分)